

# C Channel

2026年5月27日

各位

会社名 C Channel株式会社  
代表者名 代表取締役社長 森川 亮  
(コード番号 7691)  
問合せ先 取締役 丹羽 歩  
(TEL: 03-6453-6893)

## 監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月26日に開催予定の第12期定時株主総会に「定款一部変更の件」として、監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関する議案を付議することを決議しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

当社は、将来的な一般市場へのステップアップを視野に入れ、より透明性が高く、かつ迅速な経営意思決定を可能とする経営管理体制の高度化を進めております。監査等委員会設置会社への移行により、社外取締役の知見・専門性を活かした経営の監督機能をより強固なものとするとともに、取締役会から業務執行取締役への広範な権限委任を通じて、迅速かつ機動的な意思決定と業務執行を両立させ、持続的な企業価値の最大化に邁進してまいります。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 変更の目的

監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査役会及び監査役に関する規定を廃止し、新たに監査等委員会及び監査等委員に関する規定を新設するなど、必要な変更を行うものであります。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

##### (3) 変更の日程

定款の一部変更のための株主総会開催日	2026年6月26日
定款の一部変更の効力発生日	2026年6月26日

以上

## 定款 新旧対照表

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
<p>第4条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p>	<p>第4条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(3) 会計監査人</p>
第5条～第18条 <省略>	第5条～第18条 <現行どおり>
<p>第19条 (取締役の員数)</p> <p>当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>第19条 (取締役の員数)</p> <p><u>1</u> 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、<u>10</u>名以内とする。</p> <p><u>2</u> 当社の監査等委員である取締役は、<u>5</u>名以内とする。</p>
<p>第20条 (選任方法)</p> <p>1 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>第20条 (取締役の選任)</p> <p>1 取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 &lt;現行どおり&gt;</p> <p><u>3</u> 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において<u>補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p><u>4</u> 前項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該決議によって短縮されない限り、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第21条 (取締役の任期)</p> <p>1 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p>	<p>第21条 (取締役の任期)</p> <p>1 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2</u> 監査等委員である取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3</u> 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第22条（代表取締役及び役付取締役）

1 取締役会は、取締役の中からその決議によって代表取締役1名を定める。

2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条 <省略>

第24条（取締役会の招集通知）

1 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第25条（取締役会の決議要件）

1 <省略>

2 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。

第26条（取締役会議事録）

取締役会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成して、出席取締役及び出席監査役がこれに記名押印若しくは署名し又は電子署名を行い、当会社の本店に備え置く。

第27条 <省略>

第28条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

第29条～第30条 <省略>

<削除>

第22条（代表取締役及び役付取締役）

1 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中からその決議によって代表取締役1名を定める。

2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条 <現行どおり>

第24条（取締役会の招集通知）

1 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第25条（取締役会の決議要件）

1 <現行どおり>

2 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。

第26条（取締役会議事録）

取締役会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成して、出席取締役がこれに記名押印若しくは署名し又は電子署名を行い、当会社の本店に備え置く。

第27条 <現行どおり>

第28条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第29条～第30条 <現行どおり>

<p>&lt;新設&gt;</p>	<p><u>第 31 条（重要な業務執行の決定の委任）</u>  <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>第 31 条（監査役員の員数）</u>  <u>当社の監査役は、4 名以内とする。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>第 32 条（監査役員の選任）</u>  1 監査役は、株主総会の決議によって選任する。  2 監査役員の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。  3 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役員の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。  4 前項の補欠監査役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>第 33 条（監査役員の任期）</u>  1 監査役員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  2 任期の満了前に退任した監査役員の補欠として選任された監査役員の任期は、退任した監査役員の任期の満了する時までとする。ただし、前条第 3 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>第 34 条（常勤の監査役）</u>  <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p><u>第 35 条（監査役会の招集通知）</u>  1 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日より 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>

2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u>	
<u>第36条（監査役会の決議の方法）</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	<削除>
<u>第37条（監査役会の議事録）</u> <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u>	<削除>
<u>第38条（監査役会規程）</u> <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	<削除>
<u>第39条（報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会によって定める。</u>	<削除>
<u>第40条（監査役の責任免除）</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令で定める限度額の範囲内で、取締役会の決議によってその責任を免除することができる。</u>	<削除>
<u>第41条（監査役との責任限定契約）</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の監査役の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、法令で定める限度額の範囲内で、その賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>	<削除>
<新設>	<u>第5章 監査等委員会</u>
<新設>	<u>第32条（常勤の監査等委員）</u> <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
<新設>	<u>第33条（監査等委員会の招集通知）</u> <u>1 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>

<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>第34条（監査等委員会規程） 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第42条～第43条 &lt;省略&gt;</p>	<p>第35条～第36条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>第44条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>第37条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p>第45条 &lt;省略&gt;</p>	<p>第38条 &lt;現行どおり&gt;</p>
<p>&lt;新設&gt;</p>	<p>第39条（剰余金の配当等の決定機関） 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>
<p>第46条（剰余金の配当の基準日） 1 &lt;省略&gt; &lt;新設&gt;</p> <p>2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>	<p>第40条（剰余金の配当の基準日） 1 &lt;現行どおり&gt; 2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>第47条（中間配当） 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p>&lt;削除&gt;</p>
<p>第48条 &lt;省略&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>	<p>第41条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>（附則） 第1条（監査役の実任に関する経過措置） 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第12回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

<新設>

第2条（監査役の責任限定契約に関する経過措置）

第12回定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）と締結済みの責任限定契約については、なお従前の例による。